

令和6年度短期入所生活介護から本入所（特別養護老人ホーム）への 転換に係る事業者募集について

1 趣旨

特別養護老人ホームなどの介護保険施設等については、「第9期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）」に基づき、計画的に整備を進めていくこととしております。

今回の募集は、同計画に位置付けている短期入所生活介護から本入所（特別養護老人ホーム）への転換について、希望する事業者を募集するものとなります。

2 応募資格

市内において、特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所を運営する法人

3 募集数

80床（特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所の転換分）

4 応募要件等

（1）応募要件（予定）

下記の内容を必須要件とし、1つでも満たされない場合は、応募の対象外とします。

- ア 応募は1法人あたり1事業所であること。
- イ 応募締め切り日時点で、開設後5年以上経過した事業所であること。
- ウ 居室及びユニット単位での転換とすること。
- エ 転換後の短期入所生活介護の床数が1以上であること。
- オ 令和7年3月1日までに転換を行う計画とすること。
- カ 開所後において短期入所生活介護事業の給付実績があること。
- キ 転換後の短期入所生活介護の利用ニーズへの対応に支障がないこと。

（2）選定方法（予定）

応募総数が募集数を上回る場合には、各種法令、人員・設備の基準及びその他の応募の要件を満たす計画であることを前提に、次のア～エの選定方法の順に基づき、民有地の事業所から優先順位を決定した後、優先順位の高い事業所から順に応募床数を足し上げ、応募床数に達するまで選定します。

- ア 対象となる事業所の所在地が川崎区又は幸区であること。
- イ 転換前の特別養護老人ホームの床数が、他の応募があった事業所の転換前の床数と比較して少ないこと。
- ウ 転換後の短期入所生活介護の床数が、他の応募があった事業所の転換後の床数と比較して多いこと。
- エ 短期入所生活介護の運営期間が他の応募があった事業所よりも長いこと。

上記のとおり選定を行った結果、応募床数に達しなかった場合は、下記①～③の順に基づき、優先順位の高い事業所から順に応募床数を足し上げ、応募床数に達するまで選定します。

- ① 対象となる事業所の所在地が川崎区又は幸区で、対象となる事業所の用地が公有地であるものを、上記イ～エの選定方法の順に基づき優先順位を決定。
- ② 対象となる事業所の所在地が中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区で、対象となる事業所の用地が民有地であるものを、上記イ～エの選定方法の順に基づき優先順位を決定。
- ③ 対象となる事業所の所在地が中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区で、対象となる事業所の用地が公有地であるものを、上記イ～エの選定方法の順に基づき優先順位を決定。

なお、優先順位ごとに選定し、募集数に対し、最後に残った床数が、応募者の応募床数に満たない場合は、当該応募者と、残床数で対応可能か協議します。協議が整わなかった場合には、次順位の応募者と協議します。

(3) 応募に必要な書類 (予定)

応募者には「転換計画書」として、下記の内容等について提出を頂きます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 転換の理由及び効果2 短期入所生活介護の稼働状況 (過去3年間分)3 特別養護老人ホームの稼働状況 (過去3年間分)4 転換後における短期入所生活介護の利用ニーズへの対応策5 転換後における特別養護老人ホームの利用ニーズへの対応策6 転換後における特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の収支予算書 (転換後2年分) <p>※提出頂いた内容に応じて、ヒアリングを実施させていただきます。</p> |
|--|

(4) その他

川崎市老人福祉施設育成費助成金における職員雇用費について、本入所定員69名までの施設を対象としておりますが、対象施設においては、転換に係る事業者として選定された場合に、本入所定員が増加することで、助成金額の変更や助成対象外となる場合があります、その際は、金額の一部返金又は全額返金となりますので、ご注意ください。

また、転換する短期入所生活介護について、過去に国・県・市から補助を受けて整備した施設の場合は、財産処分の手続きが別途必要となる場合があります。

なお、選定された場合には、転換に係る変更届について、転換日の1か月前までに高齢者事業推進課事業者指定係に変更届を提出いただくことが必要となります。

5 今後のスケジュール (予定)

募集開始：令和6年 5月

募集締切：令和6年 7月

法人選定：令和6年 8月

法人決定：令和6年 9月

転換時期：令和6年12月1日から令和7年3月1日まで

※スケジュールについては、今後の状況により変更となる場合があります。

(事業者募集及び選定に関すること)
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
連絡先：044-200-0454
(財産処分の手続きに関すること)
健康福祉局総務部施設課
連絡先：044-200-0466